

へ資産流動化法第百九十五条第二項に規定する無限責任社員となつていないこと。

ト省略

2 特定目的会社に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十三条第一項	省略	省略
第六十六条第二項	省略	省略
第六十七条第五項	特定同族会社（特定目的会社）	特定同族会社（特定目的会社）を除く。
第六十九条第一項	省略	省略

3 特定目的会社に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十二条の三第三項	第六十一条の四第一項	第五十七条の十第一項
省略	省略	ものを除く
省略	省略	もの並びに資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第六十一条の四第一項において「特定目的会社」という。）を除く

2 同上へ同上

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

同上	同上	第五十七条の九第一項
同上	同上	同上
同上	同上	同上

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十九項に規定する投資法人（第一号に掲げる要件を満たすものに限る。）が支払う投資法人法第一百三十七条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において「配当等の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 省 略

二 次に掲げるすべての要件

一 同 上
二 同 上
イ ルホ 同 上

9 第一項から第四項まで及び前三項の規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下この項において「改正法の施行日」という。）前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下この項において「旧資產流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社（以下この項において「旧特定目的会社」という。）の改正法の施行日以後最初に終了する事業年度から計画終了事業年度（当該旧特定目的会社の改正法の施行日前に受けた旧資產流動化法第三条の登録に係る旧資產流動化法第四条第一項第四号に規定する資產流動化計画の計画期間終了の日を含む事業年度をいう。）までの各事業年度分の法人税及び法人が改正法の施行日以後に旧特定目的会社から支払を受ける利益の配当（旧資產流動化法第一百二条第一項に規定する金額の分配を含む。）の額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。）について準用する。この場合において、第一項から第四項まで及び前三項の規定の技術的説明は、その他の旧特定目的会社に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十九項に規定する投資法人（第一号に掲げる要件を満たすものに限る。）が支払う投資法人法第一百三十六条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において「配当等の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有していないこと。

3 2

投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十二条第十号	第六十六条第一項	第六十七条第二項	第六十八条第一項	第六十九条第一項	第六十九条第八項
省略	省略	、会社 その会社	、投資法人 その投資法人	当該会社 会社が	特定同族会社（ 第六十七条第五項）
省略	省略	当該投資法人 投資法人が	特定同族会社（投資法人を除く。 第六十八条第八項）	当該会社 第六十九条第一項	第六十九条第八項

4 投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える

他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数の百分の五十以上に相当する数の株式（出資を含む。）を有していないこと。

3 2

同 同 ト
上 上 同
上

同上	同上		同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

			第六十七條第六項
同上	同上		
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

4 同上

ものとする。

			第五十七条の十 第一項
三項	第六十一条の四第 一項		ものを除く
省略	省略		もの並びに投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第六十一条の四第一項において同じ。）を除く
省略	省略		

518 省略

その有する資産を主として不動産等（不動産その他の資産で政令で定めるもの）をいう。以下この項において「不動産等」という。）に対する投資として運用することを目的として設立された投資法人のうちその発行をした投資法人法第二条第二十二項に規定する投資証券が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他政令で定める要件を満たすもの（以下この条において「不動産投資法人」という。）が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同条第一項に規定する特定資産が不動産等であるものに限る。以下この項において「特定目的会社」という。）が発行をした優先出資証券（同条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この項及び次項において同じ。）の全部を取得した場合（当該特定目的会社の同条第九項に規定する特定社債券の償還の日（当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日）を含む事業年度（以下この項において「償還事業年度」という。）の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間（以下この項において「適用対象期間」という。）内に取得した場合に限る。）には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度（その取得の日から当該事業年度終了の日（当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合

5~8 同上

その有する資産を主として不動産等（不動産その他の資産で政令で定めるもの）をいう。以下この項及び第十一項において「不動産等」という。）に対する投資として運用することを目的として設立された投資法人のうちその発行をした投資法人法第二条第二十二項に規定する投資証券が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他政令で定める要件を満たすもの（以下この項において「不動産投資法人」という。）が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同条第一項に規定する特定資産が不動産等であるものに限る。以下この項において「特定目的会社」という。）が発行をした優先出資証券（同条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この項及び次項において同じ。）の全部を取得した場合（当該特定目的会社の同条第九項に規定する特定社債券の償還の日（当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日）を含む事業年度（以下この項において「償還事業年度」という。）の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間（以下この項において「適用対象期間」という。）内に取得した場合に限る。）には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度（その取得の日から当該事業年度終了の日（当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年

同上	同上		第五十七條の九第一項
同上	同上		同上
同上	同上		同上

には、当該消却の日又は当該分配の日）まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。）の第一項第二号への規定の適用については、当該特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

10 省略

11 第九項の規定の適用を受けた不動産投資法人の配当可能所得の金額の計算その他の前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（振替国債の利子等の非課税）

第六十七条の十六 省略

2 外国法人が平成十年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に発行された第六条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子又は発行差金（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、法人税を課さない。ただし、当該利子又は当該発行差金のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有

度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日）まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。）の第一項第二号への規定の適用については、当該特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

10 同上

11 不動産投資法人が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社（同条第一項に規定する特定資産が不動産等であるものに限る。以下この項において「旧特定目的会社」という。）が発行した同条第七項に規定する優先出資証券の全部を取得した場合（当該旧特定目的会社の同項に規定する特定社債券の償還の日）（当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日）を含む事業年度（以下この項において「償還事業年度」という。）の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間（以下この項において「適用対象期間」という。）内に取得した場合に限る。）には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度（その取得の日から当該事業年度終了の日（当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する旧特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日）まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。）の第一項第二号への規定の適用については、当該旧特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

12 第十項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

13 第九項又は第十一項の規定の適用を受けた不動産投資法人の配当可能所得の金額の計算その他の第九項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（振替国債の利子等の非課税）

第六十七条の十六 同上

2 外国法人が平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に発行された第六条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子又は発行差金（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、法人税を課さない。ただし、当該利子又は当該発行差金のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有

する外国法人（以下この条及び次条において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。）が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

3・4 省略

5 法人税法第二百四十二条第一号に掲げる外国法人で第四十二条の二第一項に規定する外国金融機関等に該当するものが、平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間において開始した同項に規定する債券現先取引につき、同項に規定する特定金融機関等から支払を受ける同項に規定する特定利子（同項の規定により所得税が課されないものに限る。）については、法人税を課さない。ただし、当該特定利子のうち、当該外国法人の同号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるものについては、この限りでない。

（特定の協同組合等の法人税率の特例）

第六十八条 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限る。）の事業年度（清算中の事業年度を除く。）が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合における当該協同組合等の各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第六十六条第三項中「百分の二十二」とあるのは「百分の二十二（各事業年度の所得の金額のうち十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十六）」と、同条第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条第一項（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」とする。

一・三 省略

（経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）

第六十八条の二 法人税法第六十七条第一項の規定は、青色申告書を提出する特定同族会社（同項に規定する特定同族会社をいう。）で中小企業の新たな事業活動

する外国法人（以下この条及び次条において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。）が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

3・4 同上

5 法人税法第二百四十二条第一号に掲げる外国法人で第四十二条の二第一項に規定する外国金融機関等に該当するものが、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間において開始した同項に規定する債券現先取引につき、同項に規定する特定金融機関等から支払を受ける同項に規定する特定利子（同項の規定により所得税が課されないものに限る。）については、法人税を課さない。ただし、当該特定利子のうち、当該外国法人の同号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるものについては、この限りでない。

（特定の協同組合等の法人税率の特例）

第六十八条 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限る。）の事業年度（清算中の事業年度を除く。）が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合における当該協同組合等の各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、法人税等負担軽減措置法第十六条第一項の表の第三号中「百分の二十二」とあるのは「百分の二十二（各事業年度の所得の金額のうち十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十六）」と、法人税法第六十六条第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条第一項（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」とする。

一・三 同上

（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）

第六十八条の二 法人税法第六十七条第一項の規定は、青色申告書を提出する特定同族会社（同項に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。）で次の各号

の促進に関する法律第九条第一項の承認（同法第十条第一項の承認を含む。）を受けた中小企業者（同法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）に該当するものが平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度終了の時において同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同項の経営革新のための事業を実施している場合における当該事業年度については、適用しない。

に掲げるものの当該各号に定める事業年度については、適用しない。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者（次号において「中小企業者」という。）に該当する同族会社（当該同族会社の設立の日として政令で定める日（以下この号において「設立の日」という。）を含む事業年度から当該設立の日以後十年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成十二年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限る。）

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認（同法第十条第一項の承認を含む。）を受けた中小企業者に該当する同族会社（事業年度終了の時において同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同項の経営革新のための事業を実施している場合における当該事業年度（平成十八年三月三十一日までに開始する各事業年度に限る。）

三 同族会社のうち各事業年度終了の時における資本又は出資の金額が一億円以下のもので前事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該同族会社の連結事業年度）終了の時における総資産の額として政令で定める金額に対する当該前事業年度終了の時における自己資本の額として政令で定める金額の割合が百分の五十以下であるもの（当該事業年度（平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限る。）

2 前項の規定は、確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り適用する。

3・4 省略

（株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例）

第六十八条の三の二 分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみを当該分割法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）に交付をする分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この章の規定（政令で定める規定を除く。）を適用する。

2 省略

（特定目的信託に係る課税の特例）

（特定目的信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の二 分割承継法人の株式その他の資産を分割法人及び分割法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）のいずれにも交付する分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この章の規定（政令で定める規定を除く。）を適用する。

2 同上

第六十八条の三の三 法人税法第二条第二十九号の二に規定する特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）のうち第一号に掲げる要件を満すものの利益の分配の額として政令で定める金額（以下この項及び第十項において「利益の分配の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）に係るものは、当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 資産の流動化に関する法律第二百二十五条第一項の規定による届出が行われているものであること。

口二 省 略

二 省 略

2・3 省 略

4 第六十一条の四の規定は、特定目的信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは、「各計算期間（法人税法第十五条规定の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）」とあるのは、「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5・8 省 略

9 法人税法第八十二条の十五第一項（同法第四十五条の八において準用する場合を含む。）の規定は、特定目的信託の平成二十年三月三十一日までに終了する各計算期間において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、特定目的信託の契約の終了の日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10・13 省 略

（特定投資信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の四 省 略

第六十八条の三の三 同 上

一 同 上

イ 資産の流動化に関する法律第六十四条第一項の規定による届出が行われているものであること。

口二 同 上

二 同 上

2・3 同 上

4 第六十一条の四の規定は、特定目的信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは、「各計算期間（法人税法第十五条规定の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）」とあるのは、「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5・8 同 上

9 法人税法第八十二条の十五第一項（同法第四十五条の八において準用する場合を含む。）の規定は、特定目的信託の平成十八年三月三十一日までに終了する各計算期間において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、特定目的信託の契約の終了の日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10・13 同 上

（特定投資信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の四 同 上

2・3 省略

4 第六十一条の四の規定は、特定投資信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは「当該計算期間」である。」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5～8 省略

9 法人税法第八十二条の十五第一項（同法第一百四十五条の八において準用する場合を含む。）の規定は、特定投資信託の平成二十年三月三十一日までに終了する各計算期間において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、特定投資信託の契約の終了の日又は特定投資信託に該当しないこととなつた日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10～13 省略

（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十八条の三の五 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、当該特定信託に係る国外関連者（外国法人で、当該法人が当該特定信託の信託財産として当該外国法人の発行済株式の総数又は出資金額（行済株式又は出資（当該外国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（次項及び第五項において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行つた場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第一百四十一条第一号に該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち政令で定めるものを除く。）

2・3 同上

4 第六十一条の四の規定は、特定投資信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは「当該計算期間」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5～8 同上

9 法人税法第八十二条の十五第一項（同法第一百四十五条の八において準用する場合を含む。）の規定は、特定投資信託の平成十八年三月三十一日までに終了する各計算期間において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、特定投資信託の契約の終了の日又は特定投資信託に該当しないこととなつた日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10～13 同上

（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十八条の三の五 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、当該特定信託に係る国外関連者（外国法人で、当該法人が当該特定信託の信託財産として当該外国法人の発行済株式の総数又は出資金額（当該外国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（次項及び第五項において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行つた場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第一百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち政令で定めるものを除く。）

取引のうち政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」といふ。)につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該特定信託の当該計算期間の所得に係る法人税法その他の法人税に関する法令の規定については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

2 省略

3 特定信託の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において支出した寄附金の額(法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額をいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち当該特定信託に係る国外関連者に対するもの(同法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する国外関連者に対する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。)は、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に係る同法第八十二条の三第一項又は第一百四十五条の三第一項において適用する同法第三十七条の規定の適用については、同条第一項中「次項」とあるのは、「次項又は租税特別措置法第六十八条の三の五第三項(特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例)」とする。

4・5 省略

6 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、特定信託の受託者である法人に当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第八項及び第十一項第二号において同じ。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法(第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。)により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二条第

2 同上

3 特定信託の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において支出した寄附金の額(法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額をいい、同条第一項の規定の適用を受けたものを除く。以下この項及び次項において同じ。)のうち当該特定信託に係る国外関連者に対するもの(同法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する国外関連者に対する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。)は、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に係る同法第八十二条の三第一項又は第一百四十五条の三第一項において適用する同法第三十七条の規定の適用については、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第一項及び租税特別措置法第六十八条の三の五第三項(特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例)」とする。

4・5 同上

6 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、特定信託の受託者である法人に当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第八項及び第十一項第二号において同じ。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の運用の内容が類似するものの当該運用に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割

以下この条において「国外関連取引」という。)につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該特定信託の当該計算期間の所得に係る法人税法その他の法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

四十四号に規定する更正（第十五項において「更正」という。）又は同条第四十四号に規定する決定（第十五項において「決定」という。）をすることができる。

合を基礎として第二項第一号口若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方針と同等の方法により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二条第四十三号に規定する更正（第十五項において「更正」という。）又は同条第四十四号に規定する決定（第十五項において「決定」という。）をすることができる。

一 当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の運用の内容が類似するものこれらの運用に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎とした第二項第一号口若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げる方法（同項第一号イに掲げる方法と同等の方法を除く。）

二 第二項第一号ニに規定する政令で定める方法又は同項第一号ロに掲げる方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に類するものとして政令で定める方法

7→19 省略

（特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債の利子等の課税の特例）

第六十八条の三の六 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第五十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、当該特定信託に係る特定国外受益者等又は資金供与者等に負債の利子等を支払う場合において、当該計算期間の当該特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高が当該計算期間の当該特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に對する負債に係る平均負債残高が当該計算期間の当該特定信託に係る特定国外受益者等の元本持分の三倍に相当する金額を超えるときは、当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産につき当該計算期間において当該特定国外受益者等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該特定信託の当該計算期間の総負債（負債の利子等の支払の基準となるものに限る。次項及び第三項において同じ。）に係る平均負債残

7→19 同上

（特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債の利子の課税の特例）

第六十八条の三の六 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第五十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）において、特定国外受益者等に負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を支払う場合において、当該計算期間の当該特定国外受益者等に對する負債（利子の支払の基準となるものに限るものとし、当該特定国外受益者等が法人税法第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する場合にはこれらの外国法人のいずれに該当するかに応じ当該特定国外受益者等のこれらの規定に定める国内源泉所得のうち政令で定めるもの（以下この項において「法人税の課税対象所得」という。）に含まれる利子に係るもの）を除く。）に係る平均負債残高（負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項において同じ。）が当該計算期間の当該特定国外受益者等の当該特定信託の信託財産に対する持分

高が当該特定信託の元本の額の三倍に相当する金額以下となる場合は、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、当該法人は、当該法人が受託する特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債のうちに特定債券現先取引等に係る負債があるときは、当該特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高又は当該特定信託の当該計算期間の総負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高を基礎として政令で定めるところにより計算した特定国外受益者等の元本持分又は元本の額に係る各倍数を当該特定信託に係る特定国外受益者等の元本持分又は当該特定信託の元本の額に係る各倍数とし、当該特定信託に係る特定国外受益者等及び資金供与者等に支払う負債の利子（当該特定国外受益者等の法人税の課税対象所得に含まれるもの）を除く。）の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該特定信託の当該計算期間の総負債（利子の支払の基となるものに限る。）に係る平均負債残高が当該特定信託の当該計算期間の信託財産の額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「元本の額」という。）の三倍に相当する金額以下となる場合には、この限りでない。

3 第一項の規定を適用する場合において、当該法人は、当該法人が受託する特定信託に係る特定国外受益者等の元本持分及び当該特定信託の元本の額に係る各倍数に代えて、当該特定信託の信託財産の運用と同種の運用を行う内国法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産又は当該特定信託の信託財産で運用規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産又は当該特定信託の信託財産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定国外受益者等 第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人で、当該特定信託の信託財産との間に、当該非居住者又は外国法人が当該特定信託に係る持分として政令で定めるもの（以下この項において「特定信託持分」という。）の合計の百分の五十以上の特定信託持分を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

4 第六十六条の五第五項及び第六項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、「確定申告書等に同項」とあるのは「特定信託確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する特定信託確定申告書をいう。次項において同じ。）に第六十八条の三の六第二項」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

二 資金供与者等 特定信託の信託財産に資金を供与する者及び当該資金の供与に關係のある者として政令で定める者をいう。

三 負債の利子等 負債の利子（これに準ずるものとして第六十六条の五第四項

として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「特定国外受益者等の元本持分」という。）の三倍に相当する金額を超えるときは、特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産につき当該計算期間において当該特定国外受益者等に支払う負債の利子（当該特定国外受益者等の法人税の課税対象所得に含まれるもの）を除く。）の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該特定信託の当該計算期間の総負債（利子の支払の基となるものに限る。）に係る平均負債残高が当該特定信託の当該計算期間の信託財産の額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「元本の額」という。）の三倍に相当する金額以下となる場合には、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、当該法人は、特定国外受益者等の元本持分及び元本の額に係る各倍数に代えて、当該特定信託の信託財産の運用と同種の運用を行う内国法人又は特定信託の受託者である法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産又は当該特定信託の信託財産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

3 第一項に規定する特定国外受益者等とは、第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人で、当該特定信託の信託財産との間に、当該非居住者又は外国法人が当該特定信託に係る持分として政令で定めるもの（以下この項において「特定信託持分」という。）の合計の百分の五十以上の特定信託持分を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

4 第六十六条の五第五項及び第六項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、「確定申告書等に同項」とあるのは「特定信託確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する特定信託確定申告書をいう。次項において同じ。）に第六十八条の三の六第二項」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

第三号に規定する政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用で、これらの支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるものと除く。）をいう。

四 特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債 特定国外受益者等に対する負債（負債の利子等の支払の基団となるものに限るものとし、当該特定国外受益者等の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子等に係るものと除く。）及び資金供与者等に対する政令で定める負債（負債の利子等の支払の基団となるものに限る。）をいう。

五 平均負債残高 負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

六 特定国外受益者等の元本持分 各計算期間の特定国外受益者等の特定信託の信託財産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

七 元本の額 各計算期間の信託財産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

八 特定債券現先取引等 第六十六条の五第四項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。

九 法人税の課税対象所得 第六十六条の五第四項第九号に規定する法人税の課税対象所得をいう。

5 第六十六条の五第六項から第九項までの規定は、第二項又は第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」（法人税法第二条第三十二号に規定する特定信託確定申告書をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第七項中「前項」とあるのは「第六十八条の三の六第五項において準用する第六十六条の五第六項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「同項」とあるのは「第六十八条の三の六第五項において準用する第六十六条の五第六項」と、「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、同条第八項中「第三項」とあるのは「第六十八条の三の六第三項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と、同条第九項中「第三項」とあるのは「第六十八条の三の六第三項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する特定国外受益者等が二以上ある場合の同項に規定する負債に係る平均負債残高等の計算、同項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定

5 第一項に規定する特定国外受益者等が二以上ある場合の同項に規定する負債に係る平均負債残高等の計算、同項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定

項は、政令で定める。

(特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)

第六十八条の三の七 次に掲げる特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下第六十八条の三の十四までにおいて同じ。）に係る外國関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対し課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係会社に該当するもの（以下第六十八条の三の九までにおいて「特定外国子会社等」という。）が、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当利益の配当又は剩余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する株式等（株式又は出資をいう。以下この項において同じ。）の第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下第六十八条の三の九までにおいて「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下第六十八条の三の十四までにおいて同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する外國関係会社の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項第一号に規定する請求権のない株式等を除く。次号において同じ。）の当該外國関係会社の発行済株式又は出資（請求権のない株式等及び当該外國関係会社が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額（次号において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の五以上である場合における当該特定信託

める。

(特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)

第六十八条の三の七 次に掲げる特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下第六十八条の三の十四までにおいて同じ。）に係る外國関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対し課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係会社に該当するもの（以下第六十八条の三の九までにおいて「特定外国子会社等」という。）が、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剩余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下この項において同じ。）の第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下第六十八条の三の九までにおいて「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下第六十八条の三の十四までにおいて同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する外國関係会社の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項第一号に規定する請求権のない株式等を除く。次号において同じ。）の当該外國関係会社の発行済株式又は出資（請求権のない株式等及び当該外國関係会社が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額（次号において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の五以上である場合における当該特定信託

第六十八条の三の九 第六十八条の三の七第一項の規定の適用があつた特定信託に係る特定外國子会社等につき第一号若しくは第二号に掲げる事実があつた場合、当該特定信託に係る同条第一項第一号に規定する外國関係会社（当該特定外國子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外國関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合は、当該特定信託に係る第六十八条の三の十一第二項第一号に規定する外國関係信託（当該特定外國子会社等から剰余金の配当等の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外國関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合で、当該特定信託のこれらの事実が生じた日を含む計算期間開始の日以前十年以内に開始した各計算期間（以下この項において「前十年以内の各計算期間」という。）において当該特定外國子会社等の課税対象留保金額で第六十八条の三の七第一項の規定により前十年以内の各計算期間の所得の金額の計算上益本金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各計算期間において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税対象留保金額」という。）があるときは、当該課税対象留保金額に相当する金額は、当該特定外國子会社等、当該外國関係会社又は当該外國関係信託につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該特定信託に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該特定信託のその事実が生じた日を含む計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 剰余金の配当等の支払 その支払う剰余金の配当等の額

第六十八条の三の九 第六十八条の三の七第一項の規定の適用があつた特定信託に係る特定外国子会社等につき第一号若しくは第二号に掲げる事が生じた場合、当該特定信託に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剩余金の分配の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に受けた第三号に掲げる事実が生じた場合又は当該特定信託に係る第六十八条の三の十一第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剩余金の分配の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合で、当該特定信託のこれら的事実が生じた日を含む計算期間開始の日前十年以内に開始した各計算期間（以下この項において「前十年以内の各計算期間」という。）において当該特定外国子会社等の課税対象留保金額で第六十八条の三の七第一項の規定により前十年以内の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各計算期間において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国子会社等、当該外国関係会社又は当該外国関係信託につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該特定信託に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該特定信託のその事実が生じた日を含む計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

二省略

当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行使される剰余金の配当等の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

配の額

三 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行
われる利益の配当若しくは剩余金の分配の支払又は法人税法第二十四条第一項
各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若し
くは剩余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に
相当する金額

四
同
上

第六十八条の三の十三 第六十八条の三の十一第一項の規定の適用があつた特定信託に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該特定信託に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該特定信託に係る第六十八条の三の七第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合又は当該特定信託のこれらの事実が生じた日を含む計算期間開始の日前十年以内に開始した各計算期間（以下この項において「前十年以内の各計算期間」という。）において当該特定外国信託の課税対象留保金額で第六十八条の三の十一第一項の規定により前十年以内の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各計算期間において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国信託、当該外国関係信託又は当該外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該特定信託に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該特定信託のその事実が生じた日を含む計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

三 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる法人税法第二十一条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配（以下この号において「剰余金の配当等」という。）の支払又は同法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に付 その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2・3 省 略

（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）

第六十八条の九

第六十八条の三の十三 同 上

一・二 同 上

三 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる利益の配当若しくは剰余金の分配の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2・3 同 上

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）

第六十八条の九 連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定

する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）が平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項及び第十二項において「適用年度」という。）において、当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の合計額が、比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。）を超えるか、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額（この条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の十五の二並びに同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）から、当該比較試験研究費の合計額を超える部分の金額の百分の十五に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十二に相当する金額（当該連結親法人又はその連結子法人に当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合は、当該百分の十二に相当する金額に当該連結親法人及びその各連結子法人の当該特別試験研究費の額の合計額の百分の十五に相当する金額を加算した金額と当該調整前連結税額の百分の十四に相当する金額とのいずれか少ない金額。以下の項において同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十二に相当する金額を限度とする。

2 連結法人の各連結事業年度（その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支

配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額（以下この条において同じ。）がある場合には、当該連結所得に対する法人税の額（この条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十五第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、これを切り捨てた割合）に相当する金額（以下この項及び第十二項第七号において「税額控除限度額」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第七号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受けた金額を当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2) 連結法人の各連結事業年度（その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該特別試験研究費の額に税額控除割合（百分の十二から当該連結事業年度の試験研究費の総額に係る連結税額控除割合を控除したもの）を乗じて計算した金額（以下この項及び第十一項第四号において「特別研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該特別研究税額控除限度額が当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額から法人税額基準控除済金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

3) 連結法人の各連結事業年度（第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及びその連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別共同試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該特別共同試験研究費の額に税額控除割合（百分の十二から当該連結事業年度の試験研究費の総額に係る連結税額控除割合を控除したもの）を乗じて計算した金額（以下この項及び第十二項第七号において「共同研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該共同研究税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額から法人税額基準控除済金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額が当該連結親法人及び当該連結親法人の当該連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）開始の日。次項及び第五項において「連結親法人事業年度開始日」という。）の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額（当該連結親法人の前連結事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより計算した金額）を超える場合において、当該連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結繰越税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度において第一項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

前項の連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合における同項の規定については、当該各号に定める金額（既に同項の規定により各連結事業年度（第二号に規定する他の連結事業年度を除く。）において調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に係るものを除く。）は、連結繰越税額控除限度超過額とみなす。

- 一 当該連結親法人事業年度開始日の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始日の前日までの間に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合 当該各事業年度における第四十二条の四第一項又は第二項に規定する税額控除限度額又は特別研究税額控除限度額のうち、同条第一項又は第二項の規定による控除

連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が当該連結親法人及び当該連結親法人の当該連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、「連結親法人事業年度開始の日」。次項及び第六項において「連結親法人事業年度開始日」という。）の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額（当該連結親法人の前連結事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより計算した金額）を超える場合において、当該連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結繰越税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度において第一項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

同 上

- 一 当該連結親法人事業年度開始日の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始日の前日までの間に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合 当該各事業年度における第四十二条の四第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、同条第二項又は第三項の規定による控除

をしてもなお控除しきれない金額（既に同条第三項の規定により各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額

二 省 略

5| 次の各号に規定する連結法人が連結親法人事業年度開始日の一年前の日から第三項の規定の適用を受けようとする連結親法人の連結事業年度終了の日までの間ににおいて当該各号に掲げる場合に該当する場合における第三項の規定の適用については、当該連結親法人の連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額（前項の規定により連結繰越税額控除限度超過額とみなされるものを含む。）のうち当該各号に定める金額は、当該連結繰越税額控除限度超過額から控除する。

一 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始日であるもの及び法人税法第四条の三第六項に規定する連結申請特例年度開始日の翌日から同項の規定の適用を受けて行つた同条第一項の申請につき同法第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行うものを除く。）を行つた場合 当該分割型分割の日の前日を含む事業年度において第四十二条の四第三項の規定により法人税の額から控除された金額

二～四 省 略

6| 連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（中小連結法人又は農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。以下この項において同じ。）に該当するものに限る。）の各連結事業年度（第一項から第三項までの規定の適用を受ける連結事業年度及び当該中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十二に相当する金額（以下この項及び第十一項第八号において「中小連結法人税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該中小連結法人税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7| 連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時において当該連結親人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（第一項から第三

をしてもなお控除しきれない金額（既に同条第四項の規定により各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額

二 同 上

6| 次の各号に規定する連結法人が連結親法人事業年度開始日の一年前の日から第四項の規定の適用を受けようとする連結親法人の連結事業年度終了の日までの間ににおいて当該各号に掲げる場合に該当する場合における第四項の規定の適用については、当該連結親法人の連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額（前項の規定により連結繰越税額控除限度超過額とみなされるものを含む。）のうち当該各号に定める金額は、当該連結繰越税額控除限度超過額から控除する。

一 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始日であるもの及び法人税法第四条の三第六項に規定する連結申請特例年度開始日の翌日から同項の規定の適用を受けて行つた同条第一項の申請につき同法第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行うものを除く。）を行つた場合 当該分割型分割の日の前日を含む事業年度において第四十二条の四第四項の規定により法人税の額から控除された金額

二～四 同 上

7| 連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（中小連結法人又は農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。以下この項において同じ。）に該当するものに限る。）の各連結事業年度（第一項から第四項までの規定の適用を受ける連結事業年度及び当該中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額の百分の十二に相当する金額（以下この項及び第十二項第十一号において「中小連結法人税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該中小連結法人税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8| 連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時において当該連結親人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（第一項から第四